

平成27年度函館市事業評価調書

平成27年6月作成

整理番号	63	事業名	国営造成施設管理体制整備促進事業費			事業の性質別	義務的経費	区分			
予算事項名	大事項	国営造成施設管理体制整備促進事業費		中事項	国営造成施設管理体制整備促進事業費		部課名	農林水産部農林整備課			
事業開始年度	平成 20 年度	根拠法令等	あり	<input type="checkbox"/> 法律・政令・省令名(土地改良法, 国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱) <input type="checkbox"/> 道条例, 規則, 要綱等() <input type="checkbox"/> 市条例, 規則, 要綱等()						電話番号	21-3344

1. 事業の目的・必要性と内容 (PLAN) ※この事業を行う目的・必要性は何か。どのような取組を行っているのか。

目的・必要性	【目的】	渡島平野の国営造成農業用水利施設またはこれと一体不可欠な国営附帯道営造成施設を管理する土地改良区等を対象として、適正な用排水管理を行うため、北海道と市町村が連携し、洪水調節機能や生活用水などの多面的機能の発揮および環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図る。
	【必要性】	国営造成施設は、昭和33年度～昭和53年度にかけて国営により造成された、渡島平野内2,710haの受益面積を持つ農業用水路であり、土地改良区が管理を行っているが、施設の老朽化・米価の低迷・農業者の高齢化に伴い経営環境が厳しく、管理体制が脆弱化していることから、国、道、2市1町(受益市町)での受益面積に連動した負担を行い、既存施設の管理体制を向上させるために支援を行うことが必要となる。
内容		北斗市・七飯町・函館市にて本事業の事務委託に関する協定を締結し、地方自治法第252条の14第1項に基づき北斗市へ事務委託を行い、国営造成施設等の農業用水利施設を管理する土地改良区等を対象として行う、次に掲げる事業を通じて管理体制の強化を図る。 ○支援事業: 管理体制の整備を促進するために行う関係団体との協議調整および農家・地域住民に対する啓蒙普及活動等を推進する事業 ○推進事業: 国民意識の変化等に伴う管理の高度化や、多面的機能の発揮への要請に応じた適切な管理体制の整備・強化を図る事業

2. 概算総事業費 (DO:コスト) ※事業を行うための費用の状況はどうか。コストがどれくらいかかっているのか。

(単位:人,千円)

		平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度予算	平成26年度決算見込	平成27年度予算	平成28年度予算要求
事業費 (A)		50	49	50	42	43	0
特定財源	国・道						
	市債						
	その他						
一般財源		50	49	50	42	43	
事業を実施するために必要な人件費 <small>※人工は小数点第3位を四捨五入しているため、実際に人工がかかっている場合もある。</small>	職員	人工 0.02 150	人工 0.02 144	人工 0.02 146	人工 0.02 146	人工 0.02 150	人工 0.00 0
	嘱託職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0				
	臨時職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0				
	人件費(B)	150	144	146	146	150	0
総事業費計(A+B)		200	193	196	188	193	0

3. 活動実績 (DO:アウトプット) ※目的を達成するためにどのように取り組み、その実績はどうか。

活動指標名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進協議会開催	回	2	2	2	
各種行事での啓蒙活動	回	4	3	4	
地域住民による清掃・草刈り活動	回	9	7	5	

4-1. 成果等 (DO:アウトカム)

※事業の成果指標は何か。

成果指標	地域住民による維持管理活動の定着化
------	-------------------

4-2. 成果等 (DO:アウトカム) ※事業を実施し、どのような成果が得られたのか。

事業の成果等	地域民間団体への参加の働きかけや啓蒙普及活動の効果により、民間企業や地域住民により「有志の会」が設立され、維持活動協定を締結し定期的な活動を行う事となっており、本事業の目的に沿った管理体制が構築されている。
--------	---

5. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目		評価内容	評価内容の説明	評価項目		評価内容	評価内容の説明
必要性	事業の市民ニーズ	変わらない	当該事業により、土地改良法に基づき整備された施設の維持管理が安定して行われている。	コスト・負担	コストの節減度	評価対象外	本事業は、国、道、受益市町村が連携し事業を実施するものであり、事業実施要綱および2市1町で締結した協定に基づく経費の一部負担であることから、評価の対象外とする。
	市の関与の妥当性	法令・条例等の根拠により関与が妥当			将来コスト増減見込み	評価対象外	
			受益者負担の適正度		評価対象外		
成果・有効性	成果の達成状況	達成している	今後も、継続して管理を行っていく必要がある。	執行方法	外部委託の可能性	評価対象外	本事業は、国、道、受益市町村が協議のうえ、事務委託先を決定したものであり、執行方法を変更することにはならない。
	事業目的実現のための手段	現手段が最適			実施方法の効率性	評価対象外	
評価結果から明らかになった課題事項など							

6. 今後の改善策 (ACTION) ※今後改善する点は何か。どのように進めていくか。

今後の方針 (改善・見直し内容)	基本方針	(事業について) 現行どおり継続する。
	現行どおり	(経費について) 国・道の負担額を除く市町負担額は、受益面積に連動した負担額であり、適正である。

参考:他の自治体の状況

比較参考値 (他の自治体の類似事業の状況など)	本事業による各市町村負担額 ・平成24年度 北斗市 1,585,929円 七飯町 871,182円 ・平成25年度 北斗市 1,584,173円 七飯町 873,690円 ・平成26年度 北斗市 1,358,723円 七飯町 746,686円
----------------------------	--